



第1章 計画策定の背景等

1 地球温暖化対策に係る国内外の動向

(1) 国際動向

1997年に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された「京都議定書」では、先進各国には1990年を基準年として第1約束期間（2008年から2012年の5年間）で温室効果ガス排出量を削減する目標が定められている。京都議定書は、2005年2月に発効し、現在、批准国は約190か国となっている。第1約束期間以降の枠組「ポスト京都議定書」についての議論は、2005年ごろから本格化している。重要な論点は、第1約束期間で排出量の削減目標が課せられていない主要排出国や京都議定書未批准の米国を巻き込むための温室効果ガス排出量の削減目標など地球温暖化対策に係る国際的枠組を、どのように構築するかである。

また、2009年7月にイタリアのラクイラで行われたG8サミットでは、「前年の北海道洞爺湖において合意した、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して50年までに80%、又はそれ以上、削減するとの目標を支持する」としている。

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で、ポスト京都議定書について議論がなされ、付属書I国（先進国）は、2020年の削減目標を合意文書の別表に記載し、2010年1月31日まで提出することなどを盛り込んだ、コペンハーゲン合意を留意することとなった。

COP15で留意されたコペンハーゲン合意に基づき、国連気候変動枠組条約事務局に削減目標・行動を提出した国は138か国となっている。（2010年8月12日現在）

(2) 国内動向

京都議定書において、日本には第1約束期間で、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する義務が課せられている。日本の温室効果ガス排出量は、2008年度で二酸化炭素換算12億8,200万トンであり、京都議定書の基準年（原則1990年）の排出量である二酸化炭素換算12億6,100万トンと比べると、1.6%の増加である。

このような状況の中で、国は1999年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を2008年6月に改正した。また、京都議定書で課せられた目標の確実な達成に向け、国内での地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向を示すものとして「京都議定書目標達成計画」（以下「目標達成計画」という。）を2005年に閣議決定した。目標達成計画では、削減目標を温室効果ガス別、部門別に定めた上で、約60の排出量の削減対策を規定し、国内森林吸収源や、京都メカニズムの活用を通じたクレジットの獲得なども組み入れた計画となった。その後、第1約束期間への突入を前に、排出量が増加している業務部門・家庭部門への対策の強化が指摘されたことを受け、2008年3月に全部改定された（以下「目標達成計画（改定版）」という。）。

目標達成計画（改定版）では、既存対策の導入目標引き上げや追加対策の実施により、温室効果ガス排出量を基準年比 0.8～1.8%削減（2005年比 7.9～8.8%削減）し、森林吸収分・京都メカニズム活用分を含めて 6%削減を達成することが計画されている。

2008年には、2050年に現状比 60～80%の温室効果ガス排出量の削減を目指す福田ビジョン（「低炭素社会・日本」をめざして）が発表された。第1約束期間が終了する2013年以降の地球温暖化対策の中期目標については、2009年6月、当時の麻生首相が「2020年までに2005年比 15%削減を目指す。」と発表したのに続き、2009年9月に開催された国連気候変動首脳会合で、当時の鳩山首相が「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組み構築や意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比 25%削減を目指す」と表明した。

2009年12月に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、改めて 25%の削減目標を表明するとともにCOP15における政治合意の成立の際には、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間において資金援助を行うことを発表した。

国は、2010年1月26日に、COP15で留意されたコペンハーゲン合意に基づき、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、90年比で2020年の排出量を 25%削減する目標を気候変動枠組条約事務局に提出した。

2 川崎市の地球温暖化対策

(1) 川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、約180カ国が参加する「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、地球温暖化問題に対応するための様々な宣言や声明が採択された。特に「環境と開発に関するリオ宣言」では、「持続可能な開発」の理念が提唱され、この理念を実現するための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。この中では、国のみならず地方自治体レベルにおいても地域における行動計画（ローカルアジェンダ21）を策定し、実行していくことが重要であると述べられている。

また、1997年12月には、「京都議定書」が採択され、日本については第1約束期間で、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する目標が定められた。

このような状況を踏まえ、本市では1998年10月に、地球温暖化対策をはじめとする地球環境の保全のため、「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～」(以下「行動計画」という)を策定した。行動計画では、「ライフスタイル」、「交通」、「みどり」、「廃棄物」、「エネルギー」の5つのテーマを設定し、各テーマの目標を定めて、市民、事業者、学校、行政の協働により推進することとし、行動計画に基づき、地球温暖化対策の一步を進めてきた。

(2) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画

行動計画策定後、国は、2002年に新しい「地球温暖化防止対策推進大綱」を決定し、京都議定書を批准した。また本市においても、2002年10月に「川崎市環境基本計画」を改訂し、「地球温暖化防止対策の推進」を優先的に解決すべき緊急性の高い分野として、重点分野の1つに掲げた。これらを受け、本市における地球温暖化対策のさらなる推進のため、行動計画を改訂し、具体的な数値目標や、各主体別の取組内容を明らかにした「川崎市地球温暖化対策地域推進計画～川崎市の地球温暖化防止への挑戦～」(以下「地域推進計画」という。)を2004年3月に策定した。地域推進計画では、目標の達成年度を、環境基本計画の目標達成年度である2010年とし、温室効果ガス排出量を、基準年(1990年)に比べ6%削減するという全市の数値目標を掲げている。

地域推進計画に基づき、かわさき地球温暖化対策推進協議会(地球温暖化対策推進法第26条に基づく地域協議会として登録。以下「協議会」という。)が中心となり、市民、事業者、学校、行政等の意識啓発、行動様式の変更等、地域での実践活動を行っている。

地域推進計画の進行管理については、環境基本計画年次報告書による進行管理を活用することにより行っており、温室効果ガス排出量の把握に努め、削減に取り組んでいる。

(3) 川崎市新エネルギービジョン、川崎市役所環境管理システム

地球温暖化対策の重要な柱の1つである新エネルギー分野に関しては、市民・事業者・行政の行動指針であるとともに、施策の展開の方向性を示すものとして、「川崎市新エネルギービジョン」（以下「新エネルギービジョン」という。）を1997年に策定した。その後、「川崎市新総合計画」、「川崎市環境基本計画」、及び「地域推進計画」と連携した新エネルギー分野の計画として、2005年に改訂を行った。

この新エネルギービジョンに基づき、市民、事業者、行政の各主体間の連携による推進システムとして「川崎市新エネルギー推進協議会」を2006年に設置し、エネルギー普及啓発プロジェクトなどの重点プロジェクトを設定して具体的な取組を行っている。

また、1998年に「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」（以下「エコオフィス計画」という。）を策定して、市役所の省エネルギー・紙類使用量の削減等の環境負荷低減に向けた取組を進めてきた。その後、地球温暖化対策推進法の施行・改正にあわせ、エコオフィス計画を同法が定める地方公共団体実行計画として位置づけ、また「京都議定書」の発効等の情勢変化に合わせてエコオフィス計画の見直しを行い、2006年10月に第3次エコオフィス計画を策定し、取組の一層の強化を図っている。第3次エコオフィス計画の目標は、2010年度の温室効果ガス排出量について、基準年度（2006年度）比で6%削減するものとしており、2009年度のエコオフィス計画の対象事業による温室効果ガス排出量は11万1千トン-CO₂で、基準年度比で1,508トン-CO₂（1.4%）増加している。

(4) CCかわさきに基づく取組、地球温暖化対策推進条例の制定

2008年2月には、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するために、地球温暖化対策への取組の基本方針となる「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」（以下「CCかわさき」という。）を発表した。

以来、CCかわさきを推進する全市の多様な主体による地球温暖化対策のネットワーク組織として、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」（以下「CC川崎エコ会議」という。）を創設するとともに、庁内に市長を本部長とし、各局区長を本部員とする「川崎市温暖化対策庁内推進本部」（以下「庁内推進本部」という。）を設置するなどして、全市をあげて取り組んでいる。

CCかわさきの柱は次のとおりであり、これらの柱に沿った具体的な取組を行っている。

- ①川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進
- ②環境技術による国際貢献の推進
- ③多様な主体の協働によるCO₂削減の取組の推進

また、これまで本市が取り組んできた地球温暖化対策の成果や問題点を検証し、対策を一層強化するため、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などを含めた各主体による「地球温暖化対策のルール」としての「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下「地球温暖化対策推進条例」という。）」を2009年12月に制定した。

2008年度（速報値）の本市の温室効果ガス排出量は、地域推進計画に定めた全市目標（6%）を上回る13.9%の削減となっている。一方で、民生部門（家庭系）、民生部門（業務系）では排出量が増加傾向にあるなど、その取組を一層強化する必要がある。

あわせて、地域特性や対策の状況を踏まえて、多様な主体の協働した取組を促進していくために、地球温暖化対策推進条例に根拠を持つ計画を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。